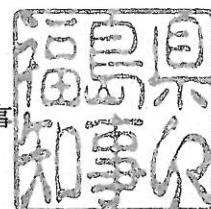


26 環保第1045号

平成26年8月11日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



## 産業廃棄物税のあり方について（諮問）

このことについて、福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号。以下「条例」という。）附則第12項の規定に基づき検討するに当たり、貴審議会の意見を求めます。

## 記

## 諮問理由

本県では、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルの推進等に関する施策をより一層推進するため、平成18年度から産業廃棄物税を導入している。

条例において、平成27年度末を目途として、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることから、平成28年度以降の産業廃棄物税のあり方について意見を求めるもの。